

施行 2023年11月10日

改訂 2024年12月3日

## 「請求書カード払い byGMO」サービス利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「PG」といいます。）が提供する本サービス（第1条(用語の定義)において定義します。）に関する条件を定めるものであり、PG 及び本サービスの全ての利用者（第1条(用語の定義)において定義します。）に適用されるものです。

### 第1章 総則

#### (用語の定義)

第1条 本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。

- (1) 「利用者」とは、PG と本利用契約（第3号において定義します。）を締結の上、本サービスを利用する法人又は個人事業主をいいます。
- (2) 「利用希望者」とは、利用者になることを検討している法人又は個人事業主をいいます。
- (3) 「本利用契約」とは、本規約をその内容とし、第2条(本利用契約の成立)第1項に基づき、利用者とPG との間で締結される本サービスの利用等に関する契約をいいます。
- (4) 「サプライヤー」とは、利用者に対し商品等（第6号において定義します。）を提供し、利用者に対し当該商品等の提供の対価（以下「代金」といいます。）として原債権（第7号において定義します。）を有する日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は個人事業主のうち、利用者がその代金の立替払いをPG に委託することを希望する法人又は個人事業主をいいます。
- (5) 「原取引」とは、サプライヤーと利用者との間の商品等の提供に係る取引をいいます。
- (6) 「商品等」とは、サプライヤーが利用者に販売又は提供する商品又は役務をいいます。
- (7) 「原債権」とは、原取引により生じた、サプライヤーの利用者に対する債権をいいます。

- (8) 「立替払契約」とは、原取引に基づく利用者のサプライヤーに対する代金の立替払いの委託に係る利用者と PG 間の契約をいいます。
- (9) 「本サービス」とは、PG が「請求書カード払い byGMO」の名称（当該名称が変更された場合、変更後の名称を含みます。）で利用者に提供するサービスを指し、立替払契約に基づくサプライヤーへの立替払いの実行により PG が取得する予定の利用者に対する求償権を利用者又は利用者における代表者の名義のカード（第 18 号において定義します。）により精算するサービスその他これに付随関連するサービスをいいます。
- (10) 「本サービス利用料」とは、利用者が本サービスの利用に関連して PG に支払う本サービスに係る手数料をいいます。
- (11) 「利用者専用サイト」とは、利用者が本サービスを利用するために使用する PG 所定のウェブサイトをいいます。
- (12) 「利用者番号」とは、利用者を識別するために PG が利用者ごとに付与する番号をいいます。
- (13) 「パスワード」とは、利用者が本サービスを利用するために必要となる本人確認のためのアルファベット及び番号により構成される文字列をいいます。
- (14) 「支払日」とは、立替払契約に基づき、PG がサプライヤーに対する立替払いを実行する日をいいます。
- (15) 「営業日」とは、日本において銀行等の金融機関が営業を行う日をいいます。
- (16) 「カードネットワーク」とは、次に掲げる組織を個別に又は総称していいます。
- ① ビザ・インターナショナル・サービス・アソシエーション
  - ② マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド
- (17) 「カードネットワーク契約」とは、本サービスに関連して PG とカードネットワーク間において締結する契約をいいます。
- (18) 「カード」とは、カードネットワークに加盟している会社（以下「カード会社」といいます。）がカードネットワークの規則等に準拠して発行するクレジットカード又はデビットカードをいいます。なお、本サービスで利用できるクレジットカード又はデビットカードは、日本国内に本店又は主たる事務所を有するカード会社の発行するクレジットカード又はデビットカードに限られるものとします。
- (19) 「本カード会社」とは、カード会社のうち、本サービスに関連して PG との間でカード加盟店契約（カード決済等の利用に関する契約を指し、名称の如何を問いません。）を締結しているカード会社をいいます。

- (20)「会員契約」とは、カード会社と利用者間における、カードに係る会員契約（利用者によるカードの利用に関する契約を指し、名称の如何を問いません。）をいいます。
- (21)「循環取引等」とは、現金化又はこれと実質的に同視できる取引や、利用者がサプライヤー又は第三者と共謀し、商品等の売買又は転売等を繰り返す取引、その他商品等を必要とする利用者又は第三者が存在しない又は想定されていない取引をいいます。
- (22)「犯収法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正も含みます。）をいいます。
- (23)「個人情報保護法」とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

### **(本利用契約の成立)**

第 2 条 本サービスの利用希望者は、本規約に同意した上で、PG が別途定める手続（申込書、届出書の提出又はウェブサイトからの申込等）に従って、本利用契約の申込をするものとします。本利用契約は、当該申込時に成立するものとしますが、次項に基づき PG が利用申込を拒否、又は承諾しなかった場合、遡って本利用契約は成立しなかったものとみなします。利用希望者は、当該申込に際して PG が求める氏名・住所等の各必要項目に虚偽のない入力を行い、利用者番号及びパスワードを取得するものとします。利用希望者は、本利用契約の申込にあたり提供する情報が全て正確かつ最新であることを保証します。

- 2. PG は、単独かつ完全な裁量により、本利用契約の申込を承認し、又は拒絶することができます。なお、PG は、本利用契約の申込を拒絶した場合であっても、その理由を利用希望者に開示する義務を負わないものとします。
- 3. 利用希望者は、第 1 項の本利用契約の申込を行う際に又は当該申込後速やかに、利用希望者又は利用希望者の事業に関連する事項として PG が指定する事項に関する情報、資料等を PG が指定する期日、方法で PG に提供するものとします。
- 4. 利用者は、登録情報の変更又は追加が生じた場合、自己の責任において速やかにその旨を利用者専用サイト上の変更フォームその他 PG がその都度指定する方法により届け出るものとします。登録内容の変更又は追加がなされなかったことにより生じた損害については、全て利用者が負うものとし、PG は一切の責任を負いません。

### **(利用者番号及びパスワードの管理等)**

第 3 条 利用者は、PG から利用者番号又はパスワードの提供を受けた後、遅滞なく PG 所定の方法により、当該パスワードを変更するものとします。利用者は、PG

から提供を受けた利用者番号及びパスワード（変更前のパスワードであるか変更後のパスワードであるかを問いません。以下同様とします。）の漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう、適宜の時期にパスワードを変更する方法その他の適切な方法により厳重に管理するものとし、いずれについても第三者に開示又は提供してはならないものとし、

2. 利用者は、前項の利用者番号又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを認識した場合には、直ちにその旨を PG へ通知するものとし、PG は、当該通知を受けた場合は直ちに、当該利用者番号又はパスワードを無効化するものとし、
3. 第 1 項の利用者番号又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって利用者に生じた損害については、PG は一切責任を負いません。但し、当該利用者番号又はパスワードが正当な権限なく使用されたことを PG が知り若しくは重大な過失によって知らなかった場合、又は PG の責めに帰すべき事由に基づいて前項の無効化が遅滞したことに起因する損害についてはこの限りではありません。

## 第 2 章 本サービスの内容

### （サプライヤーに関する情報の提供）

第 4 条 利用者は、立替払契約の締結を希望する場合、サプライヤーから発行された請求書に係るデータ、利用者及びサプライヤーに関する情報並びに利用者のサプライヤーへの支払いに係る情報その他 PG が求めるデータ及び情報（以下、総称して「請求書データ等」といいます。）を、PG が別途指定する期日に、PG が別途指定する方法に従って、直接又は PG が別途指定する PG の協業先を通じて PG に対して提供するものとし、但し、請求書データ等の提出方法並びに提出した請求書データ等の内容及び様式に欠陥又は瑕疵があった場合、当該データ等はその全体について、有効に提出が行われなかったものとみなします。

2. PG は、利用者より提供された請求書データ等の内容の正確性について確認する義務を負わないものとし、
3. 利用者は、請求書データ等を PG に対して提供するにあたり、必要に応じてサプライヤーに対し PG から立替払いがなされることその他必要な情報を提供するものとし、なお、当該情報の提供がなされなかったことに起因又は関連して、サプライヤー又は第三者から PG に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、利用者は、PG に一切の責任や負担を負わず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって PG に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合（判決や命令による場合に限らず、PG の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択

した場合を含みます。)には、利用者はこれを全て賠償又は補償し、PGにいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとします。

4. 利用者は、請求書データ等をPGに対して提供するにあたり、PGによる立替払いの支払先として、サプライヤーの金融機関口座以外の金融機関口座を指定してはならないものとします。
5. 利用者は、PGに提供した請求書データ等の内容が事実と反する場合、利用者がPGに対して委託した立替払いが行われない場合があることを十分に認識した上で、PGに対して正確な内容の請求書データ等を提供するものとします。
6. PGは、サプライヤーへの立替払いを実行するにあたり、確認が必要と判断した場合、PGの裁量により、以下の各号に定める措置を行うことができるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。
  - (1) 利用者に対して、サプライヤー又は原取引に関連する情報又は書類等の提出を求めること
  - (2) その他PGが必要と判断した措置
7. PGは、前項に基づく措置の結果、PGの単独かつ完全な裁量により、サプライヤーへの立替払いを実行しないことができるものとし、その場合の処理は第5条(本サービスの内容)第7項の定めに従うものとします。

#### (本サービスの内容)

- 第5条 利用者は、請求書データ等をPGに提供することにより、PGに対し、当該請求書データ等に基づくサプライヤーへの代金の立替払いに係る委託の申込を行ったものとみなします。利用者は、PGの同意がない限り、当該申込を取り消し又は撤回することはできないものとします。
2. 利用者は、前項に定める立替払いに係る委託の申込に関連し、以下の各号の事項を遵守するものとします。PGは、利用者が以下の各号のいずれかに違反した場合、サプライヤーへの立替払いを拒絶できるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。
    - (1) サプライヤーから商品等の提供が行われたことを確認し、当該サプライヤーから請求書を受領した後に、請求書データ等の提供を行うこと
    - (2) サプライヤーの交付する請求書ごとに立替払いに係る委託の申込を行うこと
    - (3) サプライヤーが既にカード会社とカード加盟店契約を締結している場合には、当該サプライヤーに対する代金の立替払いに係る委託の申込をPGに対して行わないこと
    - (4) サプライヤーが利用者専用サイトに定める禁止業種に該当する場合には、当該サプライヤーに対する代金の立替払いに係る委託の申込をPGに対して行わないこと

3. 利用者は、第1項に基づき利用者が申込を行った立替払いの委託によりPGが取得する予定の求償権について、その弁済を行うため、利用者又は利用者における代表者の名義のカードによる決済に関して必要なPG所定の手続を利用者専用サイト上で行うものとし、これにより、PGに対し、代金相当額及び本サービス利用料を合算した金額をカードで支払うものとします。
4. 第1項に基づき利用者が申込を行った立替払いの委託に関し、本カード会社からPGに対して前項に基づくカード決済の承認がなされた時点で、利用者とPG間において、利用者からPGに対するサプライヤーへの代金の立替払いに係る委託をその内容とする個別の立替払契約が有効に成立したものとみなします。
5. 前項の立替払契約が有効に成立した場合、PGは、当該立替払契約が成立した日からサプライヤー発行の請求書に係るデータに記載の支払期日までのうち、いずれかの営業日を支払日として、サプライヤーに対し、代金相当額を立替払いするものとします。
6. 第4項に定める承認がなされたにもかかわらず、本カード会社からPGに対する支払いが行われなかった場合（本カード会社からPGに対して立替払金の返還請求がなされ、PGが本カード会社に対して当該立替払金の返還を行った場合も含みます。）で、かつPGが前項の立替払いを実行していた場合、利用者は、PGに対して、PGがサプライヤーに立替払いをした代金相当額及び本サービス利用料を、PGが指定した期日、方法で直ちに支払うものとします。
7. 利用者がPGに提供した請求書データ等の不備、利用者による第2項記載の遵守事項への違反、第9項に記載するPGによる判断等により、PGが、第5項記載の代金相当額の立替払いを全部又は一部実行することができなかった場合、当該立替払いに係る立替払契約は、当然に解除されるものとします。この場合で、かつPGが本カード会社から当該立替払いに係る金員の支払いを受けている場合、PGは、当該立替払契約に係る金額について、PGが別途定める事務手数料を控除の上、遅滞なく利用者に返金するものとします。
8. 利用者がPGに提供した請求書データ等に不備等があったにもかかわらず、第5項記載の代金相当額の立替払いに係る手続が実行された場合、PGは、代金相当額のサプライヤーからの回収（振込時の組戻し処理を含みます。）並びに代金相当額及び本サービス利用料の利用者に対する返金を行わないものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。
9. PGは、サプライヤーの属性、事業内容、原取引の内容等について随時審査を行い、総合的な判断によって立替払いを実行しないことがあり、この場合の処理については第7項の定めに従うものとします。なお、PGは、利用者に対し、当該判断の理由を開示する義務を負わないものとします。

#### (本サービス利用料金の支払い)

第6条 本サービス利用料の内容は、利用者専用サイトに記載又は表示する通りとします。

### 第3章 利用者の義務

#### (利用者の義務)

第7条 利用者は、本サービスの利用にあたり、本利用契約の他、本サービスに関連してPGが定めた利用者向けの規程（もしあれば）に従うものとします。本利用契約以外の規程は、本利用契約の一部を構成するものとしますが、本利用契約とそれらの内容とが矛盾、抵触する場合は、本利用契約が優先して適用されます。

#### (利用者の禁止事項)

第8条 PGは、利用者による以下の各号に定める行為又は該当するとPGが判断する行為を禁止します。

- (1) PGに対して、本サービスの利用に関して事実を反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (2) PGの事前の書面による承諾なくして本サービスを第三者に利用させる行為
- (3) 自ら、又は第三者をして、同一利用者のための利用者番号及びパスワードを、PGの事前の書面による承諾なく、複数取得する行為
- (4) 利用者番号及びパスワードを不正に使用する行為（自己に発行された利用者番号及びパスワード以外の利用者番号及びパスワードを使用する場合を含みますが、これに限りません。）
- (5) 本サービスの利用に関連してPGから提供される情報その他のコンテンツにつき、PGが利用を許諾した範囲を越えてこれを利用し、又は公開する行為
- (6) 本サービスを不正に使用する、又は使用させる行為
- (7) 本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 本サービスに対して改変、変更、改修、リバースエンジニアリング、分解、デコンパイル、逆アセンブラその他本サービスを解析する行為、又は本サービスから得られるソースコードやソフトウェア等をPGの事前の書面による承諾なしに無断で使用する行為
- (9) 本サービスに関し、コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (10) PGのサーバー等に過度の負担をかける行為
- (11) 本サービスに関する設備又はサーバー等に不正にアクセスし、蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為

- (12)PG、他の利用者若しくは第三者に損害その他の不利益を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- (13)PG、他の利用者若しくは第三者の権利若しくは法律上の利益（著作権、特許権、営業秘密、財産権、名誉権、プライバシー権等を含むがこれに限りません。）を侵害する又は侵害するおそれのある行為
- (14)会員契約に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (15)法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (16)公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (17)PG、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、信用を毀損する行為
- (18)循環取引等又はそのおそれのある取引のために本サービスを用いる行為
- (19)貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約に基づく債務の弁済、クレジットカードの利用に係る債務の弁済又は賠償金の支払い等、商品等の代金の支払い以外のために本サービスを用いる行為
- (20)以下の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある代金の支払いのために本サービスを用いる行為
  - ① PG 及び本カード会社により取扱いが禁止される商品等
  - ② 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品及び PG が別途指定した商品等
  - ③ 利用者との紛議若しくは不正利用の実態等に鑑み又は PG 及び本カード会社のブランドイメージ保持の観点から、PG が不適切と判断したもの
- (21)犯収法第 2 条第 1 項に定義する、「犯罪による収益」の移転のために本サービスを用いる行為
- (22)自然人の負う債務（個人事業主の事業に係る債務を除きます。）の支払いのために本サービスを用いる行為
- (23)PG に対し、海外法人、又は海外口座への立替払いを委託する行為
- (24)その他、PG が本サービスの利用者として不適切と判断する行為

#### **（設備等の準備、維持）**

第 9 条 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する全ての機器を準備するとともに、これらの諸設定を適切に行うものとします。また、回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、通信機器等の正常な作動の維持等について、自己の費用と責任において行うものとします。

- 2. PG は、利用者が本サービスを利用するためのネットワーク通信を行うことができる動作環境にあることを何ら保証しません。

3. PG は、利用者が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、利用者が本サービスを受けられなかったとしても、何らの責任も負いません。

#### 第4章 本サービスの中断・停止・解除

##### (本サービスの中断)

第10条 PG は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき PG が判断した場合、利用者の承諾を要せず、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

- (1) 定期的又は緊急の保守・点検作業を行う場合
  - (2) ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
  - (3) コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
  - (4) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
  - (5) 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
  - (6) 電気通信事業者又はクラウドサービス提供事業者のサービスが提供されない場合
  - (7) カードネットワーク、本カード会社その他本サービスに関連する第三者のサービスの全部又は一部が提供されない場合
  - (8) 本サービスの全利用者による本サービス利用金額が、PG 所定の金額に至った場合、又は至る可能性があるとき PG が判断した場合
  - (9) 許可閾値(カードネットワーク所定のカード(以下「指定カード」といいます。)に関し、カードネットワークが本サービスにおける指定カードの決済可能な件数又は総額として別途 PG に対して指定する件数又は金額をいいます。)に至った場合、又は至る可能性があるとき PG が判断した場合
  - (10) 天災、地変、火災、停電、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、サイバー攻撃等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - (11) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
  - (12) その他 PG が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが必要であると判断した場合
2. 前項の本サービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、PG は一切その責任を負いません。
  3. 第1項の規定により本サービスの提供を中断するときは、PG は原則として予め

その理由、提供を中断する日時及び期間を利用者に通知します。但し、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (本サービスの停止)

第 11 条 PG は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると PG が判断した場合、事前に利用者に通知した上で、利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとします。

- (1) 利用者が法令、会員契約、本利用契約に違反した場合
  - (2) 第 12 条（解除）第 1 項並びに第 19 条（反社会的勢力の排除）第 2 項及び第 3 項に定める解除事由のいずれか一つに該当した場合
  - (3) PG より利用者に対して、利用者又はサプライヤーが反社会的勢力に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料の提出を求めたにもかかわらず、その資料の提供に応じない場合
  - (4) 本カード会社から、PG に対し、本サービスの利用者への提供を停止する旨の要請若しくは通知又は停止を検討中である旨の通知があった場合
  - (5) 12 か月以上継続して本サービスの利用の事実がない場合
  - (6) 利用者又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用があった場合
  - (7) 登録内容の変更又は追加があったにもかかわらず、その届出を怠り、又は、虚偽の変更内容若しくは追加内容の届出を行った場合
  - (8) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと PG が判断する場合
2. 前項の本サービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、PG は一切の責任を負いません。
3. 第 1 項に基づく本サービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと PG（但し、同項(4)の事由については PG 及び本カード会社）が判断するまで継続できるものとします。なお、当該停止に関する根拠や要件該当性について、PG は商業的に合理的な範囲で説明するよう努めるものとします。

#### (解除)

第 12 条 PG は、利用者に以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると PG が判断した場合、何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、本利用契約の全部又は一部を

解除することができます。

- (1) 利用者が法令、会員契約、本利用契約に違反した場合
  - (2) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
  - (3) 重要な財産について差押、仮差押、仮処分、若しくは競売の申立があった場合、又は租税の滞納処分を受けた場合
  - (4) 営業を停止し、又は廃止した場合
  - (5) 事業の全部若しくは重要な一部を他に譲渡し又は合併によらない解散の決議等によって清算手続が開始された場合
  - (6) 監督官庁より営業許可の停止又は取消等の処分を受けた場合
  - (7) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の手続開始の申立があったとき、又は任意整理手続にはいった場合
  - (8) 著しく PG の社会的信用を失墜させる行為をした場合
  - (9) 本カード会社から、理由の有無又は如何を問わず、本サービスの利用者として利用者が不適當である旨の通知を受けた場合
  - (10) 本カード会社から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の本利用契約の解消を求められた場合
  - (11) 前条に定める本サービスの停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと PG が判断した場合
  - (12) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
2. 前項に基づく解除については過去には遡及せず、将来に向かってのみ本利用契約を失効させるものとし、かつ利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
  3. 本利用契約が解除によって終了した場合、利用者は、本利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金（年 365 日の日割計算により、1 円未満は切り捨てます。）を付加して支払うものとします。

## 第 5 章 損害賠償及び免責

### (損害賠償)

第 13 条 利用者及び PG は、相手方（相手方が利用者の場合、サプライヤーを含みます。）の責めに帰すべき事由に基づく本利用契約への違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、現実に被った通常かつ直接の損害の賠償を請求することができます。

2. 本サービス又は本利用契約に関連する PG のその都度の損害賠償責任は、契約上の債務の不履行、不法行為その他法律構成の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前の 3 か月間に本利用契約に基づいて PG が受領した本サービスの利用料金の合計額を上限とします。

#### (原取引に関する免責)

- 第 14 条 利用者がサプライヤーによる原取引の債務不履行、解除若しくは商品等の契約不適合その他の事由に起因して損害、損失を被り、又はこれらの事由に起因してサプライヤーとの間で紛争等が生じた場合であっても、利用者は、PG 及びカード会社（本カード会社を含みます。以下、本条において同様とします。）に対してチャージバックの要請その他一切の請求を行うことはできず、利用者が一切の責任を負うものとします。また、当該紛争等に関連して、PG 及び本カード会社はサプライヤーに対して利用者のために連絡を行う義務を負わず、当該連絡についても利用者が自己の責任により直接サプライヤーに対して行うものとします。
2. 利用者は、原取引に基づくサプライヤーの債務不履行及び契約不適合責任その他の責任については、サプライヤーのみがこれを負担し、PG 及びカード会社その他のサプライヤーを除く第三者はこれらの責任を負担しないことを理解し、承諾するものとします。

#### (PG の免責)

- 第 15 条 PG は、本サービス及び利用者専用サイトにつき、エラー、バグ、不具合又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと、完全、正確、確実、有用であること、利用者の特定の目的に適合すること、その利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと、不正アクセス・ハッキング等のサイバー攻撃がないこと等いかなる保証も利用者に対して行いません。利用者は、これを理解し、自らの責任において本サービス及び利用者専用サイトを利用するものとします。利用者は、コンピュータウイルスやセキュリティの欠陥その他様々な原因により、本サービスが相当の期間にわたり利用できない場合があることを予め了承するものとします。
2. PG は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末の OS 又はウェブブラウザのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、利用者は予め承諾するものとします。PG は、かかる不具合が生じた場合に PG が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。また、PG は、本サービスの動作に不具合が生じたことにより利用者が被った損害について、何ら責任を負わないものとします。

3. 天災、地変、火災、停電、戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、サイバー攻撃、通信機器、通信回線及びインターネット等の通信手段の不具合、第三者による本サービスに対する不正アクセス、金融機関の送金システムの障害、又は本サービスに関連する法令の変更その他の PG の責めに帰することができない事由により、PG の義務の履行が遅延し若しくはその履行が不能となった場合、PG はこれによって利用者又はサプライヤーに生じた損害について責任を負わないものとします。
4. PG は、利用者から提供された情報（請求書データ等を含みます。以下、本項において同様とします。）のみに依拠して本サービスを提供するものとし、利用者から提供された情報の不備、誤り、変更手続の遅延等について、利用者又はサプライヤーに対し一切の責任を負わないものとします。
5. 利用者、サプライヤー、カードネットワーク、本カード会社又は金融機関の責めに帰すべき事由その他の PG の責めに帰さない事由により、サプライヤーが支払日に支払いを受けることができず又はこれらの支払いが遅延した場合であっても、PG はこれによってサプライヤー又は利用者へ生じた損害について責任を負わないものとします。
6. 本規約に別途に定める場合を除き、PG は、本サービスの利用に関し利用者へ生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第 6 章 一般条項

### （秘密保持等）

第 16 条 利用者及び PG は、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、本利用契約の締結又は履行に関連して取得した一切の情報（開示の状況から客観的かつ合理的に秘密と認識できる情報に限ります。以下「本情報」と総称します。）を秘密として保持し、第三者に開示し、提供し又は漏洩してはならないものとします。但し、本情報には、相手方、本カード会社又はサプライヤーに関する情報、原取引又は商品等に関する情報、カード番号等に関する情報及び利用者専用サイト等に関する情報が含まれ、かつ個人情報保護法上の個人情報又は個人関連情報（以下単に「個人情報等」といいます。）に該当する情報が含まれるものとします。

- (1) 事前に相手方から書面による同意を得た場合
- (2) 第 8 項、第 9 項及び第 11 項その他本利用契約に基づく場合又は本サービスの提供に必然的に伴う場合
- (3) 本利用契約上許容される自己の業務の委託に必要不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合

- (4) PG と本カード会社間のカード加盟店契約に基づく場合
  - (5) PG とカードネットワーク間のカードネットワーク契約に基づく場合
  - (6) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への本利用契約に関連した相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
  - (7) 法令又は証券取引所規程に基づく場合（事前に相手方に通知することが当該法令又は証券取引所規程の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限ります。）
  - (8) 第3項但書に定める目的のために開示する場合
  - (9) PG が PG のグループ会社及び GMO インターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合
2. 利用者及び PG は、各自、前項に基づいて本情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に基づく自己の義務と同等の義務を予め課すものとします。
  3. 利用者及び PG は、各自、本利用契約の履行（本サービスを含む PG のグループ会社の商品の安定運用、改善及び商品開発並びに本利用契約上許容される委託を行うことを含みます。）以外の目的で本情報を利用（複製を含みます。）し又は使用してはならないものとします。但し、PG は、利用者から別途同意を取得した利用目的の範囲内で利用者に関する本情報を利用することができるものとします。
  4. PG は、本情報を、その取得又は作成の日から、PG と本カード会社間のカード加盟店契約若しくは PG とカードネットワーク間のカードネットワーク契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により PG が必要と判断する期間中保存できるものとします。PG は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者に何らの通知をすることなく消去できるものとします。
  5. 前項の場合を除き、利用者及び PG は、各自、相手方から請求を受けた場合には、速やかに、自己及びその委託先が保有している本情報のうち当該請求部分に係るものを相手方へ返還し又は消去するものとし、消去した場合において相手方から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに相手方へ提出するものとし、
  6. 利用者及び PG は、本情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他秘密情報の安全管理を図るために必要かつ合理的な措置（以下の各号を含みますが、これらに限られません。）を講じるものとします。
    - (1) 本情報を自己の従業員又は役員（以下「従業員等」と総称します。）に取扱わせる場合には、特定かつ必要最小限の者にのみ取扱わせること
    - (2) 本情報を取扱わせる従業員等に対し、その退職後も継続する秘密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課した上で、教育訓練を施す等、本情報の安全管理を図るための適切な監督を行うこと
    - (3) 個人情報保護委員会が公表する「個人情報の保護に関する法律についてのガ

イドライン（通則編）」の内容（将来改正された場合は当該改正後の内容）を最大限尊重すること

7. 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時以降、前六項は適用しません。但し、当該本情報が個人情報等に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとします。
  - (1) 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づかずに公知となった場合
  - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
  - (3) 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
8. 本利用契約の定めにかかわらず、PG は、本サービスの提供に関連して取得し又は作成した利用者の本サービスの利用に関連するデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本カード会社から要請を受けた場合には速やかに、当該本カード会社へ当該データを提供できるものとします。
9. 前項に基づく場合の他、PG は、本カード会社又はカードネットワークから要請を受けた場合には、利用者若しくはサプライヤーに関する情報、原取引若しくは商品等に関する情報又は利用者による本サービスの利用に係る情報を当該本カード会社及びカードネットワークに提供することができます。
10. 利用者は、PG にサプライヤーに係る個人情報等を提供又は開示するに際し、自己の費用と責任において、当該提供又は開示、並びに、本カード会社及びカードネットワークへの開示又は提供に関するサプライヤー本人の同意取得等を含む個人情報保護法上必要かつ適切な対応をとるものとします。
11. PG は、本サービスの向上を目的として Google Analytics を利用しており、利用者における担当者の個人情報等を電磁的手段により Google LLC へ開示いたします。
12. PG は本サービスを含む PG のグループ会社の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があります。利用者はこれを予め承諾します。

#### **（競業の禁止）**

第 17 条 利用者は、本利用契約の有効期間中、事前に PG から書面による同意を得た場合を除き、本サービスと同一若しくは類似のサービスを自ら提供し、又は子会社その他自己の支配下にある第三者に提供させてはならないものとします。

#### **（権利義務の譲渡等禁止）**

第 18 条 利用者は、事前に PG から書面による同意を得た場合を除き、本利用契約

に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとします。

2. PG は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本利用契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務並びに登録事項、情報、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡に予め同意します。

### （反社会的勢力の排除）

第 19 条 利用者及び PG は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対して表明し、保証します。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団若しくは個人（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、又は反社会的勢力であったこと
- (2) 役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本利用契約を締結すること
2. 利用者及び PG は、相手方が前項各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に本利用契約の全部又は一部を解除することができます。
3. 利用者及び PG は、相手方が本利用契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができます。
  - (1) 脅迫的な言動をすること、又は暴力を用いること
  - (2) 偽計若しくは威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
  - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること
  - (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
  - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと
  - (6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
4. 利用者及び PG は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
5. 利用者及び PG は、第 2 項又は第 3 項により本利用契約を解除されたことを理由

として、相手方に対し損害の賠償を請求することができません。

6. 前二項の規定は、本利用契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用します。

#### (委託)

第 20 条 利用者は、本サービスに関連する業務の全部又は一部について、PG が第三者へ業務委託する場合があることを予め承諾するものとします。

#### (本規約の変更等)

第 21 条 PG は、利用者の承諾を得ることなく、改定後の本規約を 1 カ月前までに通知又は利用者専用サイト上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。利用者が改定後の本規約の内容に同意できない場合、利用者は PG に対し解約の申出をすることができ、PG と利用者は別途協議の上合意した期日をもって本利用契約を解約することができます。但し、この場合、解約によって利用者が生じた損害につき、PG は賠償する責任を負いません。

2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、PG は、本規約の内容の変更につき、変更後の本規約について利用者の同意があったものとみなし、個別の合意をすることなく本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、PG は、当該変更内容を事前に利用者専用サイト上で利用者に通知します。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該通知の定めによるものとします。
  - (1) 変更の内容が本サービスの名称の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合
  - (2) 本規約の変更が関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、PG のシステムの仕様変更（サービスの改善を含みます。）その他本規約の変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
  - (3) 本規約の変更が利用者の一般の利益に適合するとき

#### (通知方法)

第 22 条 PG は、本利用契約に基づき利用者に対し通知する必要がある場合、利用者が通知先として届け出た通知先（電子メールアドレス又は所在地を指します。）に PG 所定の方法により通知するか、又は利用者専用サイトに記載若しくはアップロードする方法により通知します。

2. 前項の通知は、PG が別途定める場合を除き、PG が利用者に対し発信した時点、

又は、利用者専用サイト上にアップロードされた時点のいずれか先に手続が完了した時点で通知したものとみなします。

3. 利用者は、PG から利用者宛に送信される電子メールの受信を拒否する設定等を行ってはならないものとし、受信拒否設定や利用者のメールアドレスが変更された等の事情により、当該利用者に配信されたメールがエラー等により不着であった場合でも、PG からの通知の発信時をもって通知がなされたものとみなします。
4. 利用者から PG への通知は、PG 所定の問合せフォームから、又は問合せ用メールアドレス宛に行うものとします。PG は、問合せフォーム又は問合せ用メールアドレス以外からの通知については、対応することができません。

#### **(解約)**

第 23 条 利用者は、PG 所定の方法により、PG に対し、解約希望日の 3 か月前までに中途解約の申出を行うことにより、本利用契約を解約することができます。

#### **(本サービスの廃止)**

第 24 条 PG は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可効力その他やむを得ない事情により、本サービスを廃止することがあります。この場合、PG は、予め第 22 条（通知方法）に定める方法に従い利用者に通知するものとします。

#### **(有効期間)**

- 第 25 条 本利用契約の有効期間は、第 2 条(本利用契約の成立)第 1 項によって定まる本利用契約の成立日から 1 年間とします。本利用契約は、その契約期間が満了する日の 3 か月前までに、利用者又は PG から申し出がない場合、契約終了日の翌日からさらに 1 年間、更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、PG と本カード会社間のカード加盟店契約又は PG とカードネットワーク間のカードネットワーク契約が事由の如何を問わず終了した場合、本利用契約は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、PG と本カード会社間のカード加盟店契約又は PG とカードネットワーク間のカードネットワーク契約の終了と同時に終了します。PG は、本項に基づく本利用契約の終了を事前に利用者に通知するものとします。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとします。
  3. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第 6 条（本サービス利用料金の支払）、第 8 条（利用者の禁止事項）、第 12 条（解除）第 2 項及び第 3 項、第 13 条（損害賠償）、第 14 条（原取引に関する免責）、第 15 条（PG の免責）、第 16 条（秘密保持等）、第 18 条（権利義務の譲渡等禁止）、第 19 条（反社会的勢力

の排除) 第 2 項乃至第 6 項、本条本項、第 26 条 (準拠法)、並びに第 27 条 (裁判管轄の合意) の規定は本利用契約の終了後も、依然として有効に存続するものとします。なお、本利用契約の終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けないものとします。

4. 第 23 条 (解約)、前条及び本条 (但し、本条第 2 項の場合を除きます。) の定めにかかわらず、本利用契約終了時において本サービスの提供期間中である限り、本利用契約は、必要な範囲で効力を有するものとします。

#### **(準拠法)**

第 26 条 本利用契約及びこれに関連して利用者と PG との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本法とします。

#### **(裁判管轄の合意)**

第 27 条 本利用契約又はこれに関連して利用者と PG との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約に関連する利用者と PG との間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。但し、法定の専属管轄に服すべき場合等別段の定めがある場合はこの限りではありません。

#### **(協議事項)**

第 28 条 本利用契約に定めのない事項又は本利用契約等中の疑義を生じた事項については、関係法令及び取引慣行に従う他、利用者及び PG は信義に従い誠意をもって協議することにより解決を図るよう努めるものとします。

以上